

Q58 知的障害者施設に子供を入所させている保護者が、「息子が虐待を受けていると確信し、施設に苦情を申立てました。施設では、第三者委員が関与して調査したが虐待はないとの回答でしたが、虐待被害がなくなり、保護者である私としてはどうしても施設の判断結果には信頼ができません。」と訴えています。この様な場合、都道府県の社会福祉協議会に、何か虐待問題に関する有効な手続きはありませんか。

社会福祉法第83条は、都道府県の社会福祉協議会に「運営適正化委員会」を置くものとしています。この運営適正化委員会は、都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決することを目的として都道府県社会福祉協議会に設置される機関です。

そして人的には、人格が高潔であって、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律、又は、医療に関し学識経験を有する者で構成されるとされています。

従って、運営適正化委員会は、先ず施設とは独立な組織でなくてはならず、第二に、人的には福祉そのものの学識経験を有する者のほか、福祉に係りの深い、医療、法律という分野の専門家を当てることが要求されている点が特徴です。

具体的には、福祉サービス利用援助事業を行う者に対して必要な助言、又は勧告を行うことができるものとされています（同法第84条）。

又、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があったときにはその相談に応じ、申出人に適切な助言をし、当該苦情に関して調査をすることが規定されており（同法第85条1項）、更に、福祉サービスを提供した者の同意を得てという限界はありますが、苦情のあっせんを行うことができるものとされていますので、これらの一連の手続きを利用することもできます。

ただ、これらの手続きについては実効性という点で疑問があり、権利擁護、権利保障という観点からはこの制度に解消されない独自のものを考えるべきだという指摘もあります。

参考文献

* 峰島厚「転換期の障害者福祉」 - 制度改革の課題と展望 98頁（全障研出版部）